

預かり保育事業の利用日数に応じた支給額算定の方法について

【算定方法】…月毎に利用日数×450円を支給限度額として預かり保育の利用に要した費用を支給

○預かり保育の利用日数×日額単価（450円）で毎月個人を支給限度額を計算します。

（支給限度額の上限は3歳児以上11,300円、住民税非課税世帯の満3歳児になった後の最初の3月31日までに間にある者については、16,300円）。

○当該支給限度と支払った利用料実績額を月毎に比較して、小さい方の額を支給額します。（園にお支払いのうえ、領収書を添付して請求）

○保護者の方は、預かり保育を利用し、利用料を園に支払った時は、園より領収書と提供証明書をもらい、まとめて市に請求書（領収書と提供証明書添付）を園経由で提出してください。

月内の支給額算定例①【時間設定】

預かり保育料…100円/時間

利用日数…20日（1日3時間）

≪支給限度額≫

450円×20日=9,000円…A

≪利用実績額≫

100円×3時間×20日=6,000円…B

AとBを比べて小さい方の額 A9,000円>B6,000円

≪支給額≫ 6,000円

月内の支給額算定例②【月額設定】

預かり保育料…10,000円/月

利用日数…18日

≪支給限度額≫

450円×18日=8,100円…A

≪利用実績額≫

10,000円…B

AとBを比べて小さい方の額 A8,100円<B10,000円

≪支給額≫ 8,100円

【支払の流れ】

